



平成21年4月23日

各 位

会 社 名 高 田 機 工 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 寶 角 正 明
(コード番号：5923 東証・大証各第1部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 執 行 役 員 山 西 捷 治
管理本部長
(T E L : 06 - 6649 - 5100)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成21年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定部分は下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。
 - (2) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。
 - (3) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
 - (4) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取り組めます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
 - (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会等に伝達します。
 - (3) 業務運営については全社的な各年度予算及び目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。

- (2) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。
- (3) 社員就業規則において従業員に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
- (4) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックすると共に、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
6. 当該株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じ補助者において監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
- (2) 上記の補助者に係わる人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する件
取締役および使用人は、下記の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。
- 役職員の違法、内部不正行為等
 重要な訴訟事案
 緊急・非常事態
 その他重要な事態
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
- (2) 代表取締役は、業務執行方針並びに会社が対処すべき課題等について、監査役会と意見を交換するために定期的に会合を開催します。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
- (2) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。
- (2) 企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

以上